

# 令和2年度(2020年度)人事行政の運営等の状況

1 職員の任免、職員数に関する状況	… 1
2 給与などの状況	… 4
3 勤務時間その他の勤務条件の状況	… 8
4 分限及び懲戒処分の状況	… 8
5 サービスの状況	… 9
6 研修及び人事評価の状況	… 9
7 福祉及び利益の保護の状況	…10
8 退職管理の状況	…10

## 八王子市

総務部職員課人事給与制度担当

電話:042-620-7279

行財政改革部行政管理課

電話:042-620-7387

# 1 職員の任免、職員数に関する状況

## (1) 任免

ア 新規採用／退職者(令和元年度(2019年度))

新規採用者数と退職者数は表1のとおりです。また、令和2年(2020年)4月1日付採用者を参考として掲載しています。

表1

区分	採用者数			退職者数			
	H31(2019).4.1	H31(2019).4.2~ R2(2020).3.31	(参考) R2(2020).4.1	定年	定年前 早期	普通	計
一般行政職	82(17)人	16人	108(20)人	64人	7人	25(5)人	96(5)人
技能労務職	-	-	-	23人	0人	1人	24人
生活環境職	10人	-	22人	0人	0人	0人	0人
合計	92(17)人	16人	130(20)人	87人	7人	26(5)人	120(5)人

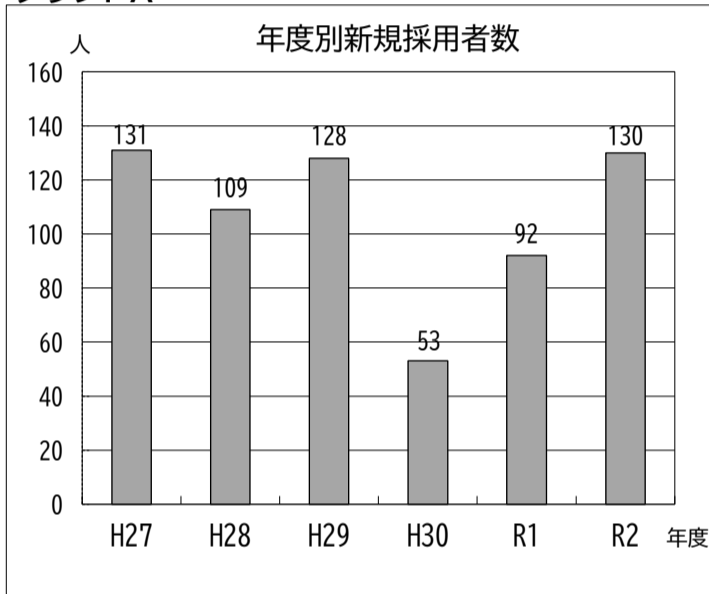
(注1) 一般行政職とは、行政、土木、建築などです。

(注2) 技能労務職とは、清掃作業員、給食調理員、用務員などです。

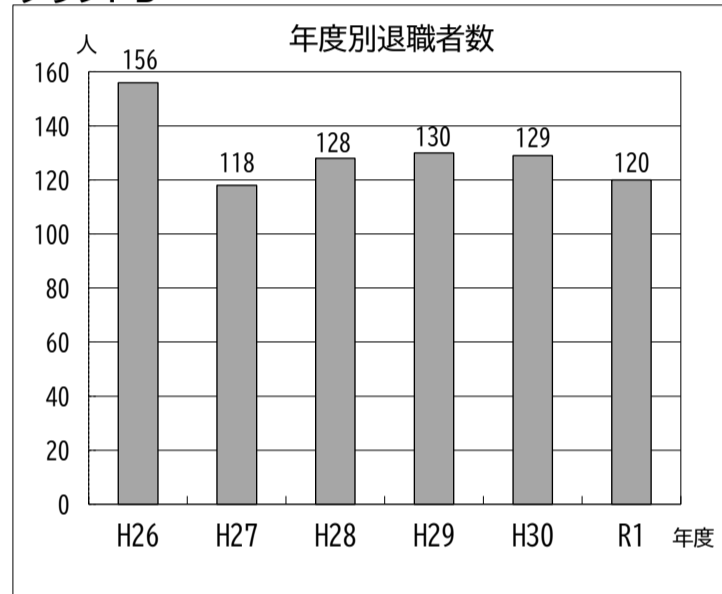
(注3) 生活環境職とは、現場での経験や技術等を活かし、企画立案や現場での調整等を行う現場の総合職です。

(注4) カッコ内は任期付職員数であり外書きです(任期付短時間勤務職員は除いています)。

グラフ1-A



グラフ1-B



イ 採用試験(令和元年度(2019年度))

採用試験実績は、表2のとおりです。

技能労務職については、平成11年度(1999年度)から採用試験を実施していません。

生活環境職については、平成30年度(2018年度)から採用試験を実施しています。

表2

職種	試験区分	1次 試験日	応募 者 (人)	合格者(人)			
				1次	2次	最終	
一般行政職	行政(大卒程度)	R1.6.19	345	135	96	71	
	都市工学(土木)		10	2	1	1	
	栄養士		31	16	14	8	
	保育士	R1.5.19	15	9	/	7	
	看護教員		0	-	-	-	
	都市工学(土木)		5	4	3	3	
	都市工学(建築)	R1.9.22	6	2	1	1	
	機械		3	3	2	2	
	衛生監視		12	4	4	3	
	保育士		31	8	4	3	
	看護教員		0	-	-	-	
	行政(大卒程度) (身体に障害のある方を対象)		1	1	/	1	
	行政(高卒程度)		22	10	/	6	
	都市工学(土木)(主任職)		R1.11.15 ~12.11 (書類選考)	2	2	1	1
	都市工学(建築)(主任職)			3	2	2	1
一般行政職	機械(主任職)	R1.11.15 ~12.11 (書類選考)	2	1	0	-	
	看護教員(主任職)		1	1	1	1	
	社会福祉	R1.12.15	19	3	/	2	
	行政(大卒程度) (身体に障害のある方を対象)		0	-	/	-	
	行政(大卒程度)		154	53	/	25	
	看護教員	R2.1.6 ~15 (書類選考)	2	2	/	1	
	保健師		7	5	/	2	
	保健師(主任職)		3	3	/	1	
	都市工学(土木)(主任職)		1	0	/	-	
	都市工学(建築)(主任職)		1	0	/	-	
保育士	R2.2.16	25	/	/	8		
保育士(主任職)		6	1	/	1		
技能労務職	-	-	-	-	-		
生活環境職	R1.9.22	52	36	/	23		
計		759	303	129	172		

ウ 昇任試験(令和元年度(2019年度))

昇任試験実績は、表3のとおりです。

昇任試験は、職員が職務上培ってきた能力や専門性を最大限に活用し、職員の働きがいや職員の意欲の向上を図るために実施しています。

表3

区 分	対象者			受験者			合格者			合格率(対受験者)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
課長補佐職	285人	53人	338人	36人	2人	38人	22人	2人	24人	61.1%	100.0%	63.2%
専門幹	20人	2人	22人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	-	-	-
主査職	482人	370人	852人	37人	8人	45人	29人	8人	37人	78.4%	100.0%	82.2%
主任職	246人	219人	465人	185人	108人	293人	118人	68人	186人	63.8%	63.0%	63.5%

エ 降任

職員本人の病気や家族の看護などの理由により、現在の役職の職責を果たすことが困難な場合に、職員自ら降任を申し出ることができる「降任希望制度」を整備し、適材適所の人事行政の推進に努めています。

表4

降任(令和元年度(2019年度)実績)

降任区分	課長職→課長補佐職	課長補佐職→主査職	主査職→主任職
人数	0人	1人	5人

(2)職員数

ア 定員(部門別職員数)の状況(各年4月1日現在)

定員(部門別職員数)の状況は、表5のとおりです。

職員数(任期付フルタイム勤務職員・再任用フルタイム勤務職員を含む)は、親子ふれあい広場事業などの合理化・効率化により職員を減員した一方、新たな長期ビジョンの策定、地域づくりの推進に向けた体制を強化したほか、学校給食センターなどに必要な職員を配置しました。その結果、前年と比較して職員数は52名の増員となっています。

表5

定員(部門別職員数)の状況

部 門		区 分	令和2年 (2020年)	平成31年 (2019年)	対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
普通会計部門	一般行政部門	議会	17人	17人	0人	
		総務・企画	543人	529人	14人	長期ビジョンの策定、地域づくりの推進に向けた体制強化による増など
		税務	174人	175人	▲1人	市都民税特別徴収義務者の一斉指定に関する業務の収束による減など
		民生	537人	524人	13人	子どもと家庭に関する総合相談体制の強化による増など
		衛生	549人	536人	13人	予防接種事業の体制強化による増など
		労働	3人	3人	0人	
		農林水産	23人	22人	1人	環境保全課から獣害対策課への業務移管による増
		商工	39人	40人	▲1人	プレミアム商品券業務の収束による減など
		土木	356人	348人	8人	北西部幹線道路の事業進捗に伴う増など
		一般行政部門計	2,241人	2,194人	47人	
	教育部門	444人	439人	5人	学校給食センターへの職員配置による増など	
	普通会計部門計	2,685人	2,633人	52人		
公営企業等 会計部門	下水道部門	40人	39人	1人	課内における配置の見直しによる増など	
	その他	155人	156人	▲1人	課内における配置の見直しによる減など	
	公営企業等会計部門計	195人	195人	0人		
合計		2,880人	2,828人	52人		
	内 任期付フルタイム勤務職員	(49人)	(43人)	6人		
	内 再任用フルタイム勤務職員	(145人)	(121人)	24人		

(注1)基準日・会計上の基準が異なるため「職員給与費」とは一致しません。

(注2)任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。

(注3)地方自治法に基づく派遣者は含みません。

イ 級別職員数の状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

級別職員数は、表6のとおりです。

一般行政職の職員数は、前年に比べ29人増、5年前と比べ69人増となっています。

表6

区分	5級	4級	3級	2級	1級	都給料表適用	計		
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐・主査	主任	主事				
一般行政職 (任期付職員外書) (再任用職員外書)	35人 — (3人)	138人 (1人) —	604人 (3人) —	943人 (1人) (97人)	688人 (44人) —	8人	2,416人 (49人) (100人)	2,686人 (49人) (145人)	2,880人
標準的な職務内容				業務主任	業務主事		235人		
技能労務職 (再任用職員外書)				235人 (45人)	— —	—	—		
標準的な職務内容				生活環境主査	生活環境主任	主事	32人		
生活環境職 (再任用職員外書)				— —	— —	— —	— —		
標準的な職務内容				部長	課長	主査	3人		
医療職				1人	1人	1人	—	—	—

<参考>

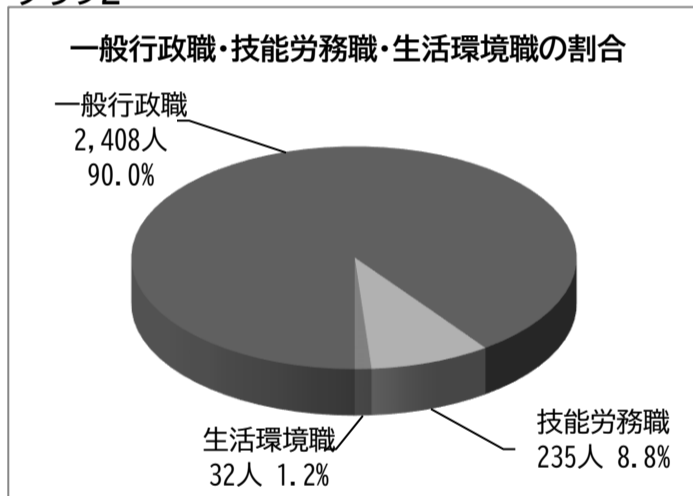
一般行政職の構成比	1年前	32人	135人	620人	835人	757人	8人	2,387人	—
	5年前	28人	133人	623人	872人	684人	7人	2,347人	—

区分	2級	1級
標準的な職務内容	主任	主事
任期付短時間勤務職員	—	—
再任用短時間勤務職員	179人	—

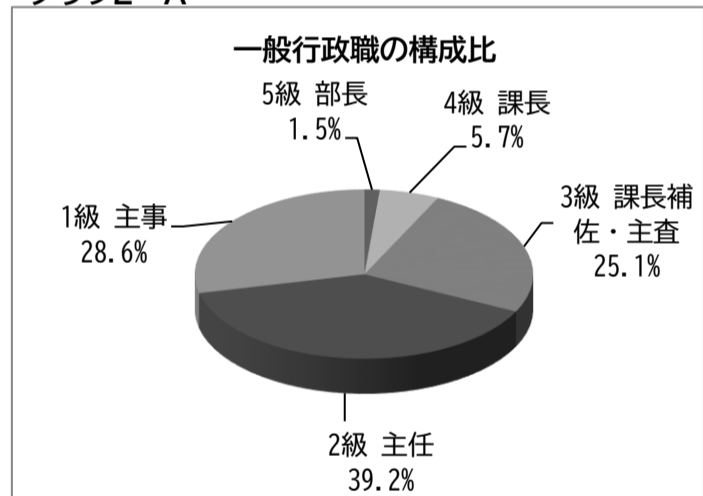
(注1) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(注2) カッコ内は、再任用又は任期付職員数であり、外書きです。

グラフ2

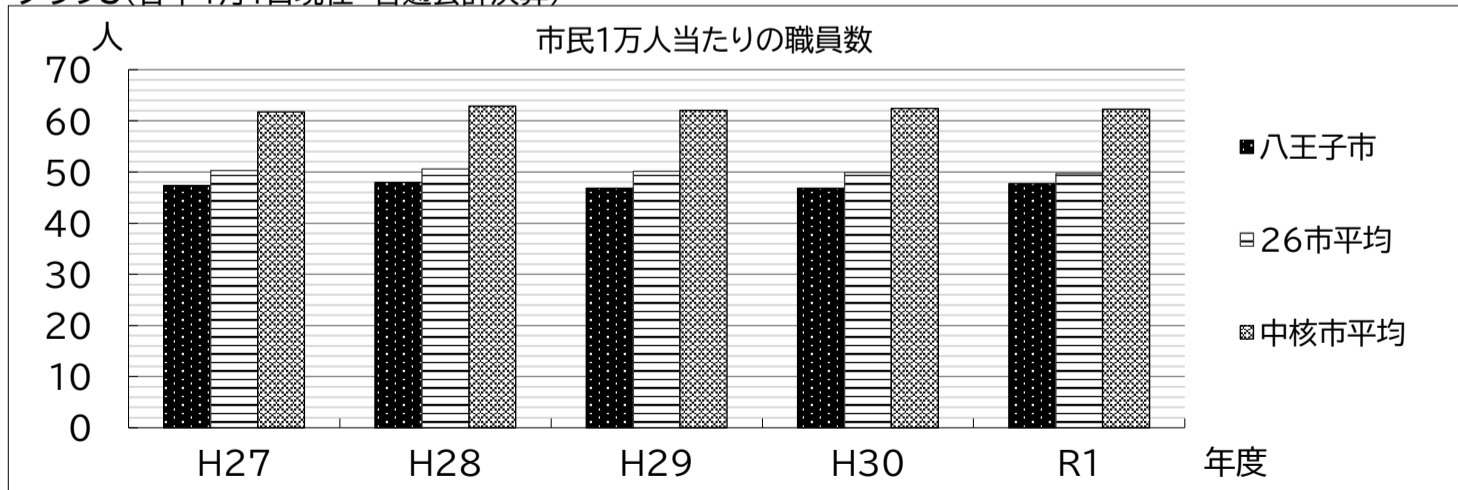


グラフ2-A



グラフ2は、表6のうち、一般行政職、技能労務職、生活環境職の割合を示したものです。また、一般行政職の級別職員数の構成比をグラフ2-Aで表しています。(※医療職及び都給料表適用者は除いています。割合(%)は、端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。)

グラフ3(各年4月1日現在 普通会計決算)



グラフ3は、市民1万人当たりでみた職員数を比較したものです。東京都26市の平均や中核市の平均と比べて、本市が少ない状況であることがわかります。

今後も、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、すべての施策・事業や仕事の進め方を見直す中で、効率的・効果的な組織づくりに取り組んでいきます。

## 2 給与などの状況

### (1) 人件費の状況(令和元年度(2019年度))

普通会計決算における人件費の状況は、表7のとおりです。

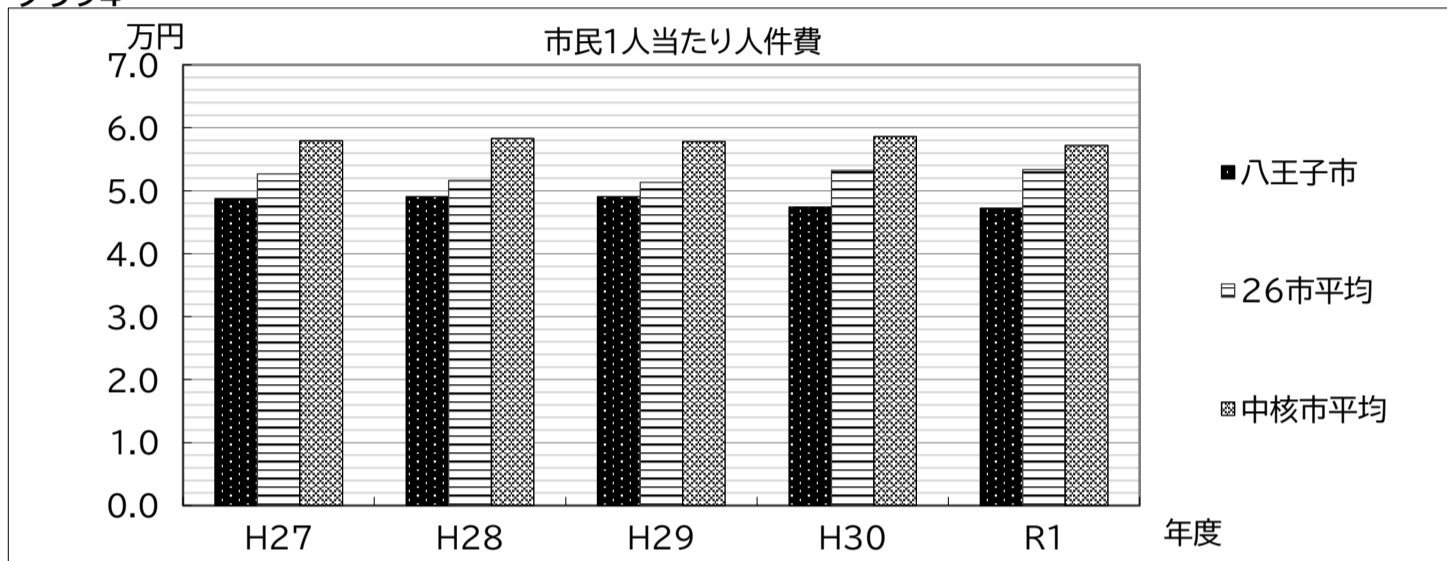
表7

住民基本 台帳人口	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率 (B)÷(A)×100	(参考) 平成30年度(2018 年度)の人件費比率
561,622人 令和2年(2020年) 3月31日現在	2,056億 5,042万円	16億 1,492万円	265億 6,786万円	12.9%	13.6%

(注1) 人件費とは、一般職の職員に支給される給与と市長や議員など特別職の給料・報酬・手当などの合計です。

(注2) 普通会計とは、自治体間の比較を可能とするために全自治体が統一の基準で作成する統計上の会計です。

グラフ4



グラフ4は、市民1人当たりにもた人件費の額を比較したものです。東京都26市の平均や中核市の平均に比べ、本市は低くなっています。

### (2) 職員給与費の状況(令和元年度(2019年度))

普通会計決算における職員給与費の状況は、表8のとおりです。

表8

職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費	
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)	(B)÷(A)	(参考) 都
2,477人 (413人) 令和2年(2020年) 3月31日現在	98億 5,686万円	32億 4,752万円	45億 216万円	176億 654万円	609万円	758万円

(注1) 職員数は、普通会計上の人数です。

(注2) 職員手当には退職手当を含みません。

(注3) カッコ内は任期付職員数、再任用職員数で外書きです。

### (3) 平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況は、表9のとおりです。

表9

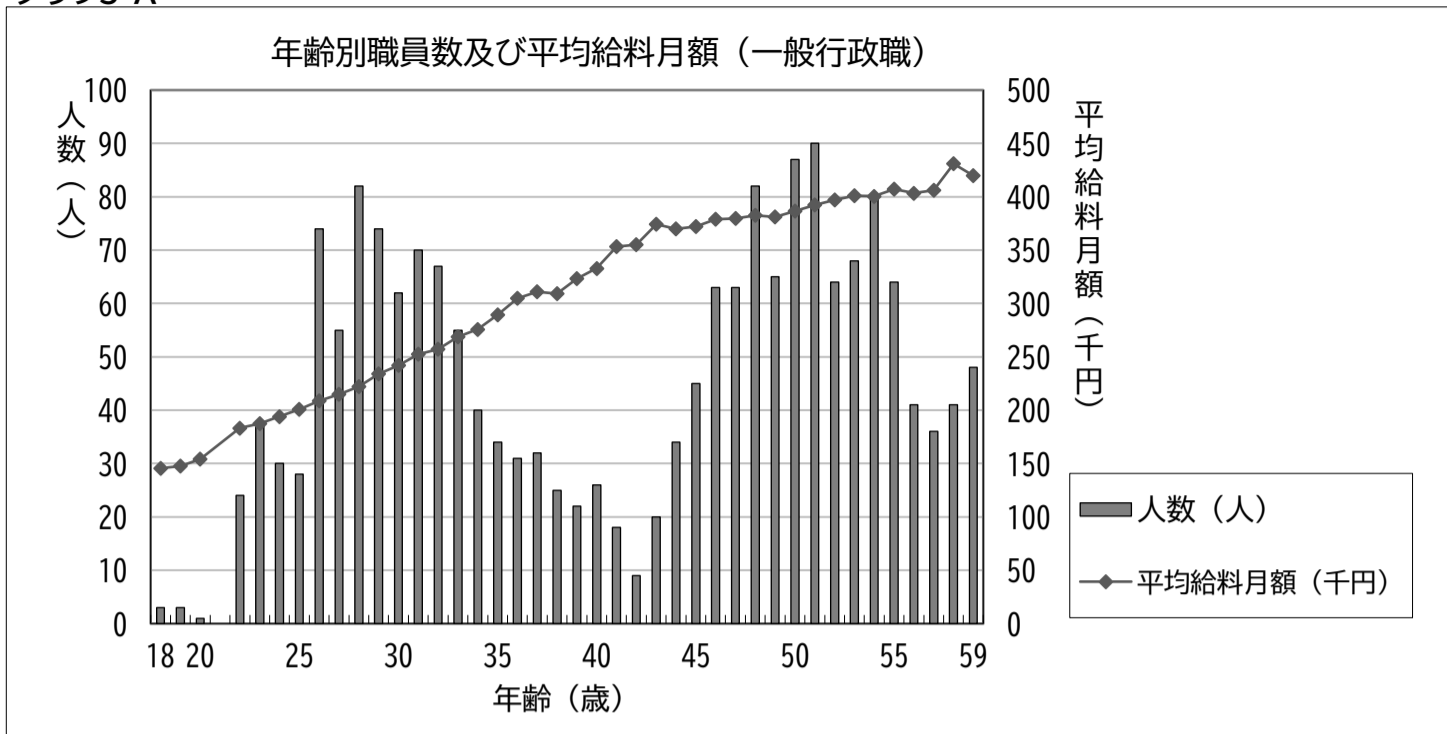
区分	一般行政職			技能労務職			生活環境職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
八王子市	318,911円	386,009円	42.8歳	330,566円	389,582円	54.0歳	214,063円	258,936円	33.9歳
東京都	314,885円	396,487円	41.8歳	291,521円	360,751円	50.3歳	—	—	—

(注1) 給与には、基本給としての給料と、毎月決まって支給される扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当が含まれます。

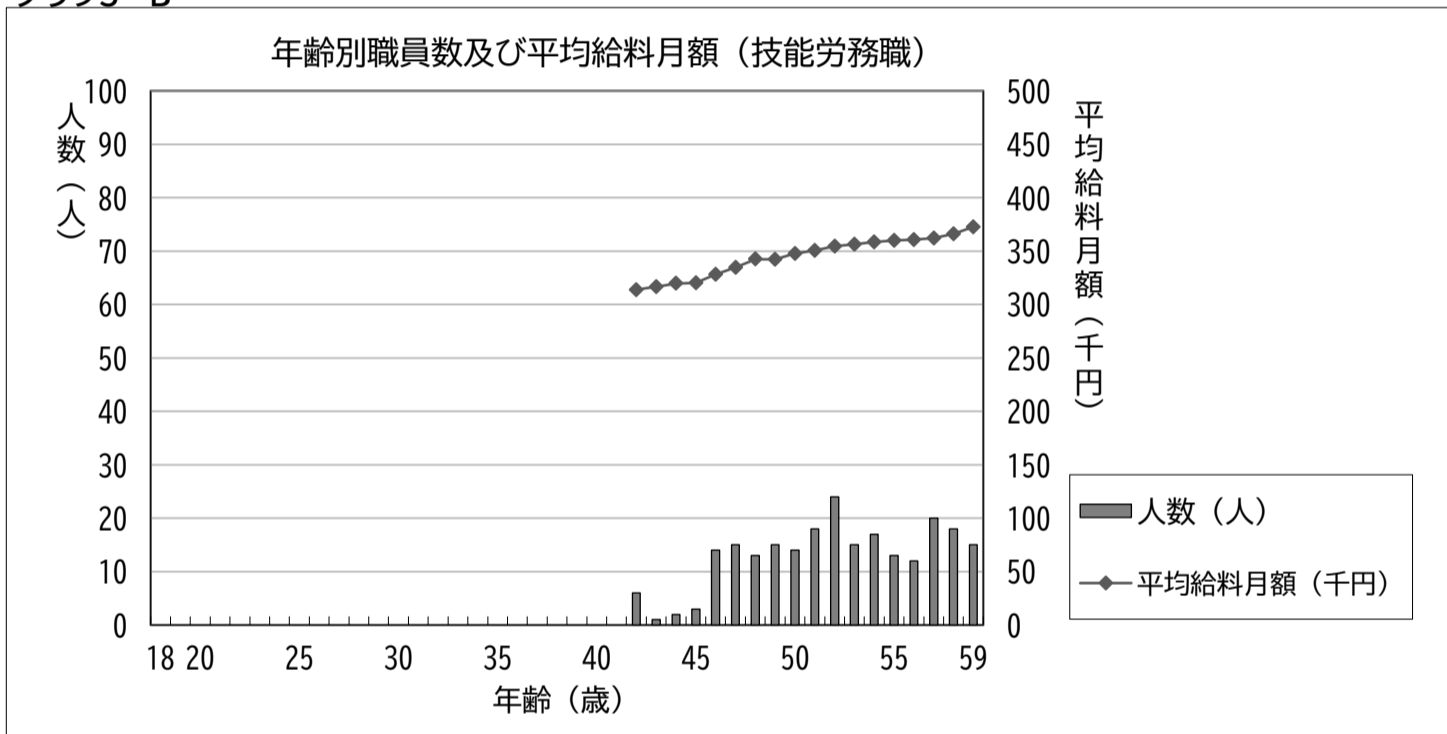
実績に応じて支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当は含みません。

(注2) この表における一般行政職とは、地方公務員給与実態調査の職種区分によるものです。

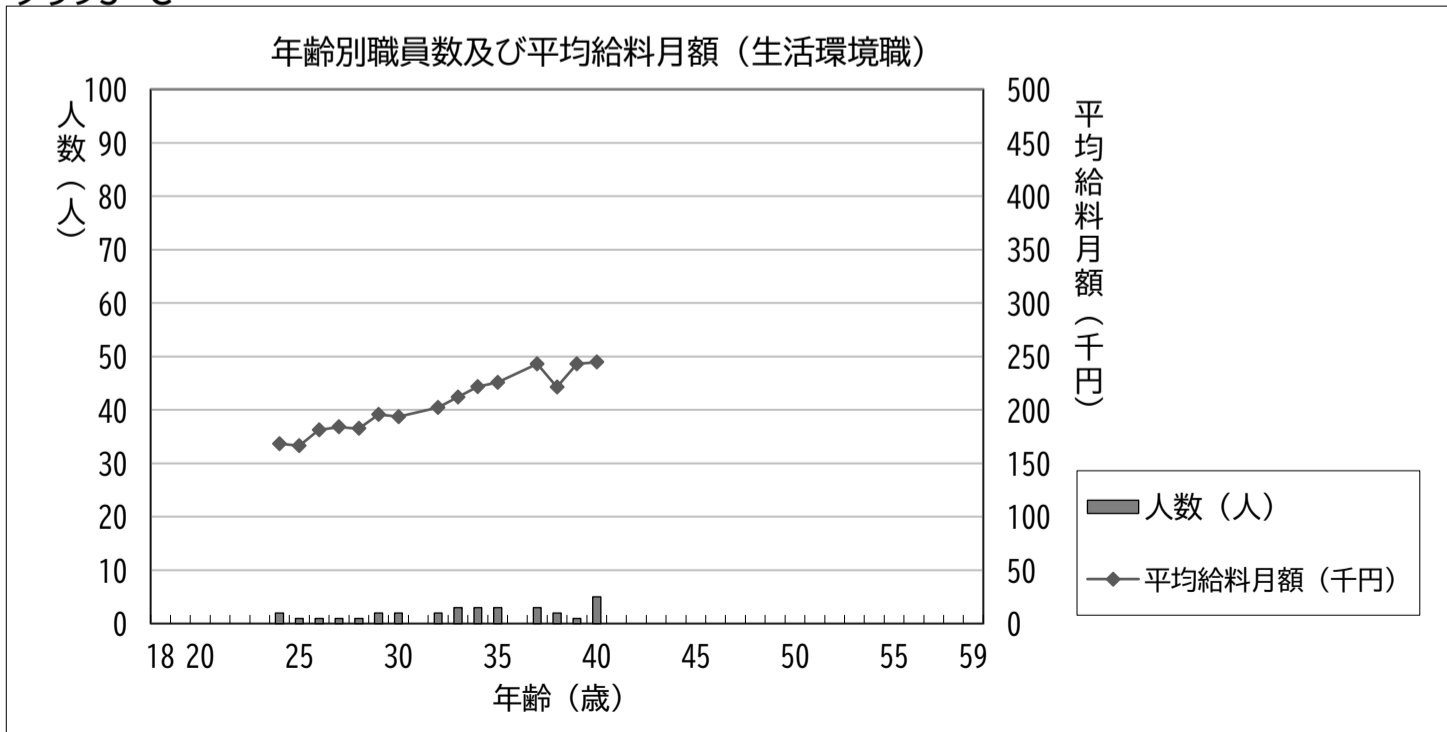
グラフ5-A



グラフ5-B



グラフ5-C



グラフ5-A・B・Cは、一般行政職、技能労務職、生活環境職それぞれの年齢別職員数及び平均給料月額を表したものです。

(4)ラスパイレス指数の推移

各年のラスパイレス指数の推移は表10のとおりです。

表10

区分	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
八王子市	98.4	98.7	98.7	98.2	97.9
26市平均	100.3	100.3	100.2	99.7	99.5
東京都	101.6	101.6	101.4	101.0	100.9

(注)ラスパイレス指数とは、職員の基本給である給料について国家公務員を100とした場合に、自治体職員の水準を示す指数です。

(5)初任給の状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

一般行政職の初任給は、表11のとおりです。

この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

表11

区分	八王子市	東京都	国
大学卒	183,700円	183,700円	総合職186,700円 一般職182,200円
高校卒	145,600円	145,600円	150,600円

(6)経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年(2020年)4月1日現在)

経験年数(10年、20年、25年、30年)別、学歴別平均給料月額は、表12のとおりです。

表12

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	269,584円	381,556円	383,671円	399,376円
	短大卒	—	—	366,288円	—
	高校卒	—	—	373,950円	377,150円
技能労務職	全学歴	—	—	321,500円	342,438円
生活環境職	全学歴	211,100円	—	—	—

(注1)経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の在職年数をいい、中途採用者については、採用前の前歴などを換算して加算した年数です。

(注2)記載のない欄は、当該職層職員がない場合です。

(注3)この表における一般行政職とは、地方公務員給与実態調査の職種区分によるものです。

(7)期末・勤勉手当の支給割合(令和2年(2020年)4月1日現在)

期末・勤勉手当の支給割合(月数)は、表13のとおりです。

表13

区分	八王子市		東京都		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.30月 (0.725月)	1.025月 (0.5月)	1.30月 (0.725月)	1.025月 (0.5月)	1.30月 (0.725月)	0.950月 (0.450月)
12月期	1.30月 (0.725月)	1.025月 (0.5月)	1.30月 (0.725月)	1.025月 (0.5月)	1.30月 (0.725月)	0.950月 (0.450月)
計	4.65月 (2.45月)		4.65月 (2.45月)		4.50月 (2.35月)	

(注1)カッコ内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2)国・都・市それぞれに職制上の段階、級等による加算措置があります。

(注3)支給割合(月数)は、令和2年(2020年)勧告前の月数です。

(8)退職手当の状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

退職手当の支給割合(月数)は、表14のとおりです。令和元年度(2019年度)に退職した八王子市職員1人当たりの平均支給額は、普通退職で752万円(平均勤続年数12年4月)、定年退職で2,186万円です。

表14

区分	八王子市		東京都		国	
	普通	定年など	普通	定年など	普通	定年など
支給率	勤続20年	23.0月分	23.0月分	23.0月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	30.5月分	30.5月分	30.5月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	43.0月分	43.0月分	43.0月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	43.0月分	43.0月分	43.0月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)				定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

(9)その他の職員手当の状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

その他の主な職員手当については、表15・16のとおりです。

表15

区分		八王子市	東京都	国
扶養手当	配偶者	6,000円 (課長職は3,000円)	6,000円 (課長職は3,000円)	6,500円 (行(一)8級職員等は3,500円)
	その他の扶養親族	①子 9,000円 ②父母等 6,000円 (課長職は3,000円)	①子 9,000円 ②父母等 6,000円 (課長職は3,000円)	①子 10,000円 ②父母等 6,500円 (行(一)8級職員等は3,500円)
	16~22歳の子がいる場合の加算	1人につき 4,000円	1人につき 4,000円	1人につき 5,000円
地域手当	支給率	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の15%	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の20%~0%	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の20%~0%
	平均支給額	48,874円	66,625円	—
住居手当	世帯主等	15,000円 (管理職を除く年度末年齢35歳未満で、月額15,000円以上の家賃を払っている職員)	15,000円 (管理職を除く年度末年齢35歳未満で、月額15,000円以上の家賃を払っている職員)	支給限度額 28,000円 (賃貸住宅のみ)
通勤手当	交通機関 電車・バス等	運賃相当額 (支給限度額 55,000円)	運賃相当額 (支給限度額 55,000円)	運賃相当額 (支給限度額 55,000円)
	交通用具 車・自転車等	通勤距離に応じて1か月ごとに支給 2,600~15,000円	通勤距離に応じて原則6か月分を一括支給 2,600~15,000円	通勤距離に応じて1か月ごとに支給 2,000~31,600円

表16

区分		令和元年度(2019年度) 実績	平成30年度(2018年度) 実績
勤務時間外手当	支給総額	10億6,367万円	8億7,286万円
	1人当たり平均支給月額	28,695円	23,396円
特殊勤務手当	種類	3種	3種
	項目	11項目	11項目
	全職員に対する 手当支給職員割合	10.1%	10.5%
	支給職員1人当たり 平均月額	6,850円	6,762円

(注) 特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事したときに支給される手当です。

(10)特別職の報酬などの状況(令和2年(2020年)4月1日現在)

特別職の報酬などは、表17のとおりです。

特別職の報酬などの額は、公募市民と市内の公共的団体の代表などにより構成される「八王子市特別職報酬等審議会」の答申を尊重し、条例で定めています。

表17

区分	給料の月額	期末手当	区分	報酬の月額	期末手当
市長	1,110,000円	6月期 2.325月分 12月期 2.325月分 計 4.65月分	議長	750,000円	6月期 2.325月分 12月期 2.325月分 計 4.65月分
			副議長	680,000円	
副市長	940,000円		議員	610,000円	



### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分・週38時間45分です。休日は原則として、土・日曜日、祝・休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)です。

表18

正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩	正午～午後1時

#### (2) 休暇制度(令和2年(2020年)4月1日現在)

職員に付与される年次有給休暇などの種類は、表19のとおりです。

表19

種類	内容
年次有給休暇	年度20日(前年度繰越し分を含め最大40日)
育児休業	子が3歳に達する日まで(無給)
部分休業	子が小学校に入学する年の3月31日まで1日2時間(無給)
介護休暇	通算180日(無給)
療養休暇	必要と認められる期間(90日以内)
結婚休暇	7日
忌引	1～10日
産前・産後休暇	産前8週、産後8週
配偶者出産休暇	2日
育児時間	1日90分
夏季休暇	5日
長期勤続休暇	15年…3日 30年…5日
ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	年度5日以内
子ども看護休暇	年度5～10日以内
短期の介護休暇	年度5～10日以内
育児参加休暇	5日
生理休暇	2日
妊娠症状休暇	10日
早期流産休暇	7日
妊娠等通院休暇	妊娠23週まで:4週間につき1日、妊娠23週以降:2週間につき1日、出産後1年以内に1日
妊娠中の通勤緩和休暇	始業時30分、終業時30分
介護時間	3年の期間内で1日2時間(無給)
修学部分休業	2年の期間内で、1週間あたりの勤務時間の2分の1を超えない時間(無給)
配偶者同行休業	3年を超えない範囲内(無給)

### 4 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分です。

一方、懲戒処分は、職員の服務規律違反など義務違反に対する道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分です。

#### (1) 分限処分(令和元年度(2019年度))

分限処分(地方公務員法第28条)は、表20のとおりです。

表20

区分	降任	免職	休職
処分者数	0人	0人	58人

#### (2) 懲戒処分(令和元年度(2019年度))

懲戒処分(地方公務員法第29条)は、表21のとおりです。

表21

区分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	0人	0人	0人

## 5 サービスの状況

### (1) 休暇等取得(令和元年度(2019年度))

休暇等取得状況については、表22・表23のとおりです。

表22

年次有給休暇	平均取得日数	取得率
	15.1日	41.4%

(注) 取得率は、全職員の総付与日数(前年度繰り越し分を含む)に対する総取得日数の割合です。

表23

種類		取得者数	種類		取得者数
特別休暇	結婚休暇	56人	特別休暇	ボランティア休暇	3人
	忌引	357人		子ども看護休暇	393人
	産前・産後休暇	37人		妊娠等通院休暇	47人
	配偶者出産休暇	52人		妊娠症状対応休暇	13人
	育児時間	15人		早期流産休暇	1人
	夏季休暇	2,802人		育児参加休暇	47人
	長期勤続休暇	60人		短期の介護休暇	129人
	ドナー休暇	0人		介護休暇(無給)	5人

### (2) 育児休業

育児休業とは、出産後その子どもが3歳に達するまで、職員の請求により休業することができる制度です。

部分休業とは、出産後その子どもが小学校就学前まで、職員の請求により1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務時間を短縮し、保育園の送迎などに利用できる制度です。育児休業を利用した後、部分休業を利用することも可能です。

なお、休業期間(時間)は無給です。

令和元年度(2019年度)の育児休業などの利用状況は、表24のとおりです。

表24

区分	育児休業利用者	部分休業利用者	左のうち両休業利用者
男	27人	10人	2人
女	103人	79人	33人

### (3) 療養休暇(令和元年度(2019年度))

療養休暇取得者は、116人です。

## 6 研修及び人事評価の状況

### (1) 研修

地方公務員法第39条の規定に基づき、「人財育成プラン」を定め、計画的な職員育成を進めています。

令和元年度(2019年度)の研修実績は、表25・表26のとおりです。

表25

研修区分(種類別)		受講者数	備考
市企画研修 (詳細は下表)	集合研修	2,234人	市が独自に企画・実施する研修
	国・自治体等派遣研修	8人	
研修所研修		1,172人	東京都市町村職員研修所への派遣研修
各課研修		524人	各担当課において業務上必要な知識の習得を図る研修

表26 (市企画研修内訳)

研修名		回数	受講者数	研修名		回数	受講者数
基本研修	新規採用職員	4回	128人	特別研修	OJT支援	1回	60人
	新規採用職員フォロー	2回	95人		コミュニケーション	3回	51人
	管理職	9回	141人		実務能力向上	9回	57人
	課長補佐職	3回	55人		政策・法令	3回	48人
	昇任者	10回	11人		キャリアデザイン	5回	128人
	公務員倫理	4回	165人		意識向上	21回	862人
	小計	32回	595人		嘱託員・臨時職員	3回	122人
	派遣	国・東京都等	-		8人	その他	8回
	小計	-	8人		小計	53回	1,639人
自己啓発	自主研究グループ助成	-	21人		合計	85回	2,487人
	通信教育講座助成	-	86人				
	資格取得助成	-	19人				
	自主参加研修	-	119人				
	小計	-	245人				

## (2)人事評価

職員の人事評価については、地方公務員法第23条～第23条の3の規定に基づき年1回実施しています。

表27

職区分	評価の方法		評価対象期間
	業績評価	能力評価	
管理職	○	○	4月～翌年3月
一般職	一般行政職	○	
	技能労務職	○	
	生活環境職	○	

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1)福祉

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の会費と事業主である市の交付金で運営する職員互助会を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。

市が、事業主として実施する事業は、会費と交付金の相互負担により実施し、交付金の対象とならない独自の事業は会費のみで実施します。

なお、平成18年度(2006年度)から、八王子市職員互助会に関する条例第4条の規定に基づき、交付金は会費を上回らない額とし、平成24年度(2012年度)以降は、会費の80%としています。

令和2年(2020年)4月1日現在の互助会の状況は、表28のとおりです。

表28

名称	対象職員	会員数	事業主交付金支出額
八王子市職員互助会	市長部局・教育委員会・行政委員会及び派遣職員	3,110人	2,544万円 1人当たり 8,179円

(注)会員数及び事業主交付金支出額は令和2年度(2020年度)予算数値です。

令和元年度(2019年度)の互助会の事業は、表29のとおりです。

表29

市交付金	会員会費	会員参加負担金	公費負担率
2,329万円	3,161万円	857千円	会費の73%
交付金対象事業	福利厚生事業	健康管理助成(人間ドック)・ライフサポート事業	
独自事業	給付事業	結婚祝金・出産祝金・リフレッシュ支援金・弔慰金・災害見舞金・入学祝金等	

### (2)利益の保護

#### ア 公務災害

公務災害等の状況は、表30のとおりです。

表30

区分	令和元年度(2019年度)	平成30年度(2018年度)
公務災害	13件	27件
通勤災害	10件	9件

#### イ 勤務条件に関する措置の要求・不利益処分に関する審査請求

職員は、公平委員会に給与などの勤務条件に関し適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒や本人の意に反る不利益な処分に対し審査請求をすることができます。

公平委員会とは、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示することができる独立した機関です。

令和元年度(2019年度)の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求は、表31のとおりです。

表31

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	0件

## 8 退職管理の状況

退職者の再就職などは地方公務員法第38条の2の規定に基づき管理するほか、退職時に管理職であった者が退職後2年間、管理職として就いていた職(所属)の現職員に働きかけを行うことを条例で禁止しています。また、管理職であった元職員が再就職をする際には届出を義務付けています。

あなたのみちを、  
あるけるまち。

八王子